

## 佐倉市家庭教育学級【運営にあたっての注意事項】

- ① 令和4年度は、調理や会食を伴う講座の実施については、会場の規則に従ってください。学校で実施する場合は、学校の指示に従ってください。
- ② 「佐倉市家庭教育学級事業委託契約書」は、2部とも運営委員長の印を押して、2部提出願います。
- ③ 「佐倉市家庭教育学級事業委託契約書」で使用した運営委員長の印は、事業終了後の2月に提出していただく実績報告書でも使用しますので、無くさないように保管願います。
- ④ 委託料の対象となるものとならないものがあります。（個人に還るものは、対象外）詳細については、手引きP5（6）の表を確認してください。
- ⑤ 経費について、小数点以下の金額は、お支払いできません。 小数点以下の金額については、切り捨てて計上してください。
- ⑥ ヒューマントークは、令和4年度は実施いたしません。人権講座については、社会教育課主催の人権教育講座講演会にご参加いただくか、その他の講座を企画してください。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の状況に注意し、講座の実施・中止については、学校と協議の上、判断してください。また、社会

教育課、もしくは学校から講座の休止（中止）要請を受けた場合は、要請に従ってください。講座の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めてください。

あんな場合、こんな場合・・・

#### 運営委員長のハンコを紛失した場合

→手続きが必要となります。社会教育課までご連絡ください。

#### コロナで予定していた事業の日にちを変更する場合

→日程変更が決定した段階で社会教育課へご連絡ください。

#### コロナで予定していた事業をやめる場合

→事業の中止が決定した段階で、社会教育課へご連絡ください。

その他

家庭教育学級に関する問い合わせ

佐倉市社会教育課ホームページ→「お問合せフォーム」からご連絡下さい。  
([http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/13-4-0-0-0\\_10.html](http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/13-4-0-0-0_10.html))